

## 商品概要説明書【教育サポートローン】

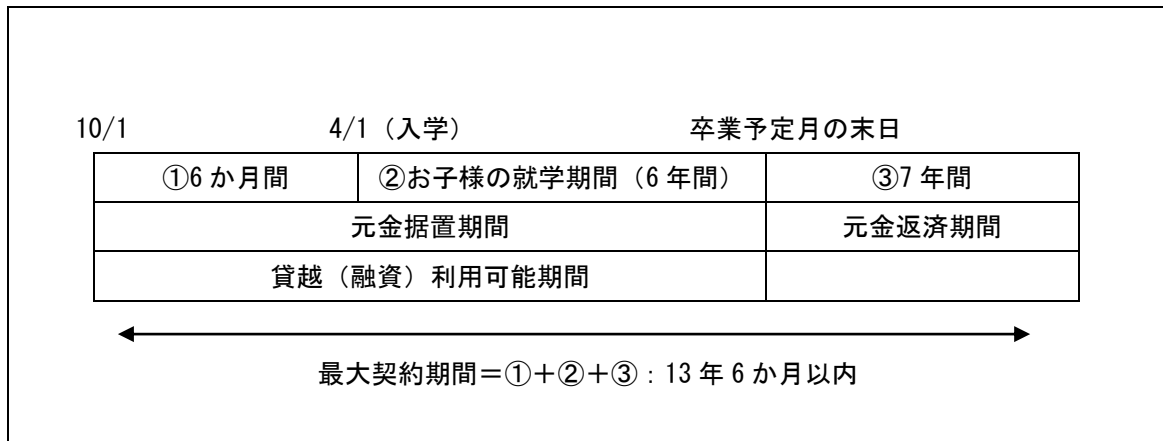
平成 28 年 11 月 1 日現在

1. 商品名（愛称）	教育サポートローン
2. 商品イメージ	<ul style="list-style-type: none"> <li>■大学等に就学（予定を含む）する子弟を持つ親権者様が、学校納付金 その他必要な教育資金の借入を一定限度額の範囲内（入試合格・入学 予定校が決定後、卒業予定月までの間に限り）で繰り返し利用し、卒 業時に分割返済に切り替えることによって返済を行うという、当座貸 越型商品です。</li> </ul>
3. ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>■当金庫の営業区域内に住所または居所を有する方、または営業区域内 の事業所に勤務されている方</li> <li>■満 20 歳以上の個人の方</li> <li>■安定継続した収入がある方（年金受給者を含む） ※派遣社員・パート等の非正規社員の方は、安定継続した収入がある と認められる場合に限り対象となります。</li> <li>■一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方</li> <li>■日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者である方</li> </ul>
4. お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>■大学院（法科大学院を含む）、大学、短大、専修大学、各種学校、 高専、高校、中学校、小学校、幼稚園・保育園等の学校納付金</li> <li>■受験費用、教材費、下宿費用等の就学に付随してかかる付帯費用</li> <li>■教育ローンの借換資金（お申込本人のものに限ります） ※既にお支払い済みの教育資金でも、お支払いから 3 ヶ月以内であれば 対象となります。</li> </ul>
5. ご融資金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>■100 万円以上 500 万円以内（10 万円単位） ※就学に付随してかかる付帯費用のご融資金額は 100 万円以内です。</li> </ul>
6. 貸付形式	<ul style="list-style-type: none"> <li>■当座貸越型</li> </ul>
7. ご融資期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>■13 年 6 か月（最大契約期間）</li> </ul>
8. ご融資利率	<ul style="list-style-type: none"> <li>■年 1.95% 【変動金利】</li> </ul>
9. ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>■子弟の就学期間中は毎月貸越利息のみの支払（随時、元金返済も可能） 就学期間終了後は元金均等分割返済（最長 84 回払い）</li> </ul>
10. 担保・保証人	<ul style="list-style-type: none"> <li>■一般社団法人しんきん保証基金の保証によりますので保証人・担保は 必要ありません。</li> </ul>
11. 保証料	<ul style="list-style-type: none"> <li>■保証料（年 0.48%）は融資利率に含まれます。</li> </ul>

<p>12. 必要な書類</p>	<p>■ 運転免許証(運転免許証を徴求できない場合は個人番号カード(表のみ)、パスポート、健康保険証(注)など本人と確認できるもの)  (注)健康保険証を徴求する場合は、保証基準とは別に、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」において住民票抄本や公共料金の領収書の提示を受ける等の追加的な措置が定められています。  ※申込人が日本国籍以外の場合は、本人確認書類に加えて、永住者または特別永住者であることを次のいずれかの書類で確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・在留カード</li> <li>・特別永住者証明書</li> <li>・外国人登録証明書</li> <li>・住民票抄本(在留資格の記載があるもの)</li> </ul> <p>■ 年収が確認できる書類  (公的所得証明書・源泉徴収票・確定申告書控のいずれか)  年金受給者の方は当金庫の年金受取口座に前年1月から12月に振込まれた金額がわかる通帳および年金振込通知書・年金額改定通知書等が必要になります。</p> <p>■ 使途が確認できる書類(合格通知書・入学許可証・在学証明書など)</p> <p>■ 普通預金通帳およびお届け印(普通預金通帳印)</p>
<p>13. 苦情処理措置・紛争解決措置</p>	<p>■ 苦情処理措置  本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店または本部コンプライアンス統括部・お客様相談室(9時～17時、電話0120-454-585)までお申し出ください。また、当金庫のほかに、全国しんきん相談所(9時～17時、電話03-3517-5825)および関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話03-5524-5671)で苦情等のお申し出を受け付けております。</p> <p>■ 紛争解決措置  東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター並びに山梨県弁護士会(電話:055-235-7202)が設置運営する民事紛争処理センターで紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部・お客様相談室または上記の全国しんきん相談所等へお申し出ください。</p>
<p>14. その他</p>	<p>■ ご融資した資金は、原則、就学先等に振り込みといたします。ただし、振込納付ができない場合については、1回あたり100万円を限度として振込は不要です。</p> <p>■ 返済条件を変更すると所定の手数料がかかります。</p> <p>■ 審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのであらかじめご了承ください。</p>

◆教育サポートローンの仕組み

【例】就学期間6年生大学の場合



【例】就学期間4年生大学の場合

